

家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、鹿児島県内において家畜伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合において、鹿児島県（以下「甲」という。）が実施する緊急防疫業務に関して、甲が社団法人鹿児島県建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラとする。

(所要の手続き)

第3条 甲は、緊急防疫業務の要請にあたっては、緊急防疫業務に必要な事項を文書（別記様式1）で乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは電話等により要請することができる。この場合において、甲は後に前記の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員（以下「丙」という。）と連絡調整を行い、甲の緊急防疫業務に支障がないよう協力するものとする。

(緊急防疫業務の内容)

第4条 この協定に基づく緊急防疫業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 処分畜等を埋却するための埋却溝の掘削及び不浸透性シートでの被覆
- (2) 埋却する処分畜等の集積・積み込み・運搬、処分畜等の焼埋却溝への投入及び埋戻し
- (3) 埋却溝への消石灰の散布
- (4) 防疫業務に必要な重機、資機材等の調達
- (5) その他、甲が必要と認める防疫作業

(費用の負担)

第5条 丙が前条に掲げる緊急防疫業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県農政部畜産課、乙においては社団法人鹿児島県建設業協会事務局とする。

(細目協定の締結)

第7条 この協定とは別に、甲の各家畜保健衛生所長と乙の各支部長は、緊急防疫業務の実施に関する細目について協定を締結するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成23年5月18日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



乙 鹿児島市鴨池新町6番10号
社団法人 鹿児島県建設業協会
会長 川畑 俊彦

